

(本様式、両面コピーして使用ください。)

## 主任介護支援専門員研修 実務経験証明書

一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会会長 様

施設又は事業所の  
所在地及び名称

代表者 氏名

担当者名  
担当者連絡先

職印

(記入上の注意1参照)

下記の者の主任介護支援専門員研修に係る実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

### ①受講申込者氏名等(本人が記入)

フリガナ			生年月日	昭和・平成	年	月	日生
氏名 (旧姓)			昼間連絡先				
フリガナ							
現住所	〒 -						

### ②実務経験証明内容(証明者が記入)

証明年月日	平成 年 月 日									
施設又は事業所名	※同一団体等であっても勤務施設・事業所が複数ある場合は、施設等毎に証明書を発行してください。									
所在地	〒 - ※本部・本社の所在地ではなく、勤務先・事業所の住所を記入してください。									
事業所番号										
開設年月日	平成 年 月 日									

### ③既に実務経験期間が5年以上の場合(証明者が記入)

介護支援専門員 (常勤専従)の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 《 年 月 日 》 ※産休・育休・病休等は、実務経験期間に含まない。									
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### ④実務経験期間が5年に満たない場合、若しくは、見込みの場合(証明者が記入)

介護支援専門員 (常勤専従)の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 《 年 月 日 》 ※産休・育休・病休等は、実務経験期間に含まない。									
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 『実務経験証明書』を発行される事業者の皆様への記入上の注意事項

- 1 実務経験証明書(見込みを含む)を作成する際は、下記の記入上注意事項を確認した上で作成してください。
- 2 実務経験証明書(見込みを含む)に記入する内容は、必ず根拠(タイムカード・記録)に基づいて証明してください。  
就業状況等に関する書類等が保管されていないなど、受講申込者の従業期間が曖昧な場合は、証明書を記入・発行しないでください。

### < 記 入 要 領 >

記 入 項 目	注 意 事 項
施設又は事業所名	受講申込者が勤務している(していた)施設等の名称を記入してください。同一法人・団体等であっても勤務先施設・事業所等が複数ある場合には、施設等ごとに証明書を発行してください。また、介護保険法で指定を受けた事業所番号も必ず記入してください。
開設年月日	当該施設・事業所が都道府県知事等の許可・認可・承認・指定等を受けた日、又は都道府県知事等への届出を行った日を記入してください。なお、閉鎖した施設の場合右の余白に閉鎖日を記入してください。
所在地	本部・本社の住所ではなく、勤務先の施設・事業所の所在地を記入してください。
介護支援専門員(常勤専従)の期間	受講申込者が受講資格である「常勤専従の介護支援専門員として業務を行っていた期間」を証明してください。
介護支援専門員実務経験の定義について	施設・事業所において介護支援専門員として、介護サービス計画書の作成を行うことを指します。施設・事業所で就労していたとしても、単に介護認定の調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業所との連絡調整のみを行っており、介護サービス計画書の作成をしていなかった場合は、実務経験として認められません。なお、指定居宅介護支援事業所における常勤専従の管理者(介護支援専門員との兼務)については、実務経験ありと認められます。
介護支援専門員としての実務経験に該当する施設等	①指定居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護事業所 ③(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、(介護予防)看護小規模多機能型居宅介護事業所、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、(介護予防)地域密着型特定施設入所者生活介護・(介護予防)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 ④介護老人保健施設、介護老人福祉施設 ⑤介護予防支援事業所 ※地域包括支援センターで勤務する社会福祉士及び保健師は実務経験の対象とはなりません。

### (記入上の注意)

- 1 証明印は証明権者の職印(代表者印)を押印ください(例:医療法人△△会〇〇病院長之印)。なお、職印がない事業所等の場合は、証明権者の実印を押してください。
- 2 記入を間違った場合は、二重線で抹消して証明権者の職印を押印してください。修正液による修正がある証明書は無効です。
- 3 受講申込者が「証明者記入欄」に自署した場合、本証明書は無効となります。必ず証明権限を有する方が記入してください。
- 4 証明書の内容に不明な事項がある場合は、当該証明書作成担当者に内容の照会・確認を行うことがあります。